

令和 年 月 日

## 誓約書

一橋大学長 殿

氏名（署名） \_\_\_\_\_

一橋大学からの卒業（修了）に関し、下記の事項を遵守することを誓約します。

1 卒業（修了）後、次のいずれかに該当する場合であって、必要な場合には、日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続を行います。

- 一 一橋大学より提供を受けた研究上の技術情報を外国において提供し、又は非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者（「特定類型」に該当する者という。）に対して提供しようとする場合
- 二 一橋大学における研究上の使用機器若しくは使用材料又は貴大学での研究の結果得られた有体物を外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合

2 貴大学より提供を受けた研究上の技術情報を、大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等）、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

以上

※ 「特定類型」については、[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/minashi/jp\\_daigaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf)  
の4頁を参照してください。

